

マナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当金庫は、関係法令等を遵守し、複雑・高度化する手口に対し有効な防止対応をとるため、以下のとおり、リスクベースアプローチによるマナー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク管理態勢の整備・確立を図っています。

1. 法令等の遵守

犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替及び外国貿易法ならびに関連法令を遵守し、取引時確認、疑わしい取引の届出、その他必要な顧客管理措置を適切に強化します。

2. 組織態勢

経営陣はマネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題として位置付けて取り組みます。また、マネロン・テロ資金供与対策における統括管理者を総合企画部担当理事とし、マネロン・テロ資金供与対策等の重要事項を常務理事会等において協議し、理事会へ報告のうえ決議する態勢とします。

3. リスクベースアプローチ

マネロン・テロ資金供与対策の構築に際しては、リスクベースアプローチ(リスクの特定・リスクの評価・リスクの低減)の考え方に則って適切な措置を講じます。

4. 経営管理態勢の明確化

有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築するため、営業部門・管理部門・監査部門の三部門(「三つの防衛線」)が担う役割・責任を経営陣責任の下で明確にして、組織的に対応します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店等が取引時確認または取引モニタリング・フィルタリング等により検知した疑わしい取引について、疑わしい取引に該当すると判断した場合は、当局に対して直ちに届出いたします。

6. 職員の確保・育成

マネロン・テロ資金供与対策に関わる各部門の職員が、その役割に応じて必要とされる知識、専門性や対策、措置を的確に行える適合性を有する職員を育成します。取引時確認等の顧客管理が適切に行えるよう、職員への研修を適切かつ継続的に実施します。

7. 監査部門による内部監査

監査部門がマネロン・テロ資金供与対策の状況について、営業部門・管理部門とは独立した立場から方針・手続・計画等の有効性を検証します。監査においては、対策の浸透状況や実効性を検証し、その結果を踏まえて、見直しを提言します。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申出に迅速、公平かつ適切に対応するため、次のとおり金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼の向上に努めます。

1. 担当部署

当金庫では、次のとおり苦情等に関する担当部署を設置しております。

| | |
|------|------------------------|
| 部署名 | 総合企画部 |
| 住所 | 〒494-8611 一宮市籠屋一丁目4番3号 |
| 電話番号 | 0120-102-305(フリーダイヤル) |
| eメール | houmu@bi-shin.co.jp |
| 受付日時 | 月曜日～金曜日 9:00～17:30(注) |
| 受付媒体 | 電話、書面、面談、eメール |

(注) 祝休日、年末年始などの金融機関休業日を除きます。

2. 当金庫以外の苦情等受付機関

一般社団法人全国信用金庫協会が設置、運営する全国しんきん相談所をはじめ、各地区のしんきん相談所でも苦情等のお申出を受け付けております。詳しくは担当部署にご相談ください。

| | |
|----------------------------|--------------------------|
| 全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会内) | |
| 住所 | 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 |
| 電話番号 | 03-3517-5825 |
| 受付日時 | 月曜日～金曜日 9:00～17:00(注) |
| 受付媒体 | 電話、書面、面談 |

(注) 祝休日、年末年始などの金融機関休業日を除きます。

3. 弁護士会の紛争解決センター等

愛知県弁護士会の紛争解決センターや東京三弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)の各弁護士会が設置、運営する紛争解決センター、仲裁センターで紛争の解決を図ることもできますので、担当部署または全国しんきん相談所へご相談ください。なお、お客さまが直接、各弁護士会に申し立てることもできます。

| | | | | |
|------|--------------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|
| 名称 | 愛知県弁護士会 紛争解決センター | 東京弁護士会 紛争解決センター | 第一東京弁護士会 仲裁センター | 第二東京弁護士会 仲裁センター |
| 住所 | 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2 | 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 | | |
| 電話番号 | 052-203-1777 | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 |

4. 現地調停・移管調停

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまも利用することができます。その際、現地調停または移管調停の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京都以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。

なお、利用することができる弁護士会は、あらかじめ東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫担当部署にお尋ねいただくか、当金庫ホームページ(<https://www.bi-shin.co.jp/>)をご覧ください。